

令和2年11月17日	
資料提供	
担当課	情報政策課
担当者	岩田、稲住
電話	073-441-2407

和歌山県立情報交流センターの指定管理者候補者を選定しました

和歌山県立情報交流センターの令和3年4月1日からの指定管理者について、募集を行った後、選定委員会の審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定しましたのでお知らせします。

なお、指定管理者の指定は、本年12月県議会の議決を経た後に行う予定です。

記

1 申請者

令和2年9月14日から同月29日まで募集を行ったところ、次の者から申請がありました。

名称 特定非営利活動法人和歌山IT教育機構

所在地 和歌山県田辺市新庄町3353-9

代表者 理事長 鯨坂 恒夫

2 指定管理者候補者の名称

特定非営利活動法人和歌山IT教育機構

3 審査の概要

(1) 審査の方法

令和2年10月12日に開催された和歌山県立情報交流センター指定管理者選定委員会において、申請者から提出のあった書類の審査やヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査項目を、審査基準ごとに集計する方法により採点を行い、申請者が1者のため、合計点数が、あらかじめ定めた最低点（60点）に達していれば、指定管理者候補者とする方法で行いました。

(2) 選定委員会の構成

委員（長）	氏名	役職
委員長	吉田 久	近畿大学生物理工学部教授
副委員長	満田 成紀	和歌山大学システム工学部准教授
委員	柏原 康文	株式会社テレビ和歌山代表取締役社長
委員	和田 好文	公益財団法人わかやま産業振興財団登録専門家
委員	西本 隆文	西本公認会計事務所所長

(3) 採点結果

審査基準	配点	審査項目	個別点	特定非営利活動法人 和歌山IT教育機構
1 県民の平等利用の確保 (確保されない場合は失格)	10	①施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか	5	5
		②個人情報確保及び情報公開のための適正な措置がとられているか	5	3.8
		計	10	8.8
2 施設効用の最大限発揮	55	①施設運営の提案内容が、利用者の増加に資する内容となっているか	10	7.6
		②利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映される内容になっているか	15	11.4
		③施設事業の運営内容が具体的・現実的で、施設の設置目的に資する内容となっているか	15	12
		④自主事業の運営内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか	15	11.4
		計	55	42.4
3 効率的な管理運営	15	①業務要求水準を超える効率的・効果的な内容となっているか（業務改善）	5	3.8
		②経費の節減（取組内容・実現性）	5	3.8
		小計	10	7.6
		③提案額の評価（自動計算）	5	5
		計	15	12.6
4 管理を安定して行う能力	10	①施設の適切な維持管理を行う内容となっているか（仕様書に記載した業務要求水準） ※施設毎に作成されるチェック表により履行が確保されるか確認し、履行が確保されない場合は失格	5	5
		②財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか	5	3.6
		計	10	8.6
5 地域・社会貢献	10	①県内に事務所等を置いているか。	6	6
		②法定雇用障害者数等を超過して障害者を雇用しているか。	3	3
		③障害者就労施設等から物品等を調達しているか。	1	1
		計	10	10
合計			100	82.4

※点数は各委員の平均値

(4) 総評

特定非営利活動法人和歌山 IT 教育機構の提案は、これまでの指定管理者としての実績を踏まえ、利用者ニーズの反映やオンライン化等の時代の流れに即した提案であり評価できる。一方で県民全体のための施設であることから、より地域に向向していく視点や個人情報保護について、改善の余地がある。